

指導救命士を活用した

コロナ禍における救急救命士再教育の取組み



豊田市消防本部

豊田市消防本部

警防救急課 都築 賢治

コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

豊田市と消防本部について

【豊田市の概要】

人口	421,280人 内訳：男性219,259人 女性202,021人
面積	918.32km ² ※愛知県全体の17.8%
高齢化率	23.6%

※令和3年4月1日現在

【豊田市消防本部の概要】

署所数	1本部、4消防署、5分署、7出張所
職員数	530人
救急隊数	17隊
救急救命士数	130人
救急出動件数	16,721件（R2年中）

※令和3年4月1日現在



コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

総務省消防庁の通知と愛知県のガイドライン

【総務省消防庁】 「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育体制について」

(平成20年12月26日付け消防救第262号 消防庁救急企画室長通知)

○時間数：2年間128時間以上

病院実習	2年間で48時間以上
日常的な教育体制	2年間で80時間相当

『メディカルコントロール協議会は2年間128時間以上の効果的な教育が実施できるよう体制整備を図らなければならない。』



【愛知県】

「救急救命士の再教育に関するガイドライン」 (平成21年3月)

○時間数：年間64時間以上

病院実習		年間24時間以上
日常的な教育体制 (年間40時間程度)	消防本部等で実施	年間24時間程度
	愛知県が実施(企画)	年間16時間程度

『地区MC協議会長は、再教育の対象となる具体的な基準を作成する。』

コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

西三河地区MC協議会の基準

【西三河地区MC協議会】「救急救命士再教育基本方針細則」

西三河MC編組 別紙1

西三河地区メディカルコントロール協議会 再教育項目一覧表

分類	番号	再教育項目	内容
【病院実習】 24時間以上/年 +	A 病院実習系	A1 再教育病院実習(ドクターカー、ワークステーションを含む)	総合的な病院実習(年間24時間に該当する部分)
		A2 気管挿管病院実習における再教育病院実習に該当する項目	気管挿管の30症例を実施する時間以外に、救急外来等の場所で再教育病院実習(年間24時間)に該当する観察及び処置を行う場合はその時間数を算入できる。
		A3 気管挿管再教育病院実習	気管挿管救命士の特定行為に係る現任教育
		A4 薬剤投与再教育病院実習	薬剤投与救命士の特定行為に係る現任教育
		A5 傷病者等搬入時研修	重症傷病者等を再教育対象医療機関への搬入時に、医師から指導を受ける研修(搬入時研修について、各消防本部が搬送先医療機関と契約等を締結している場合に限る)
【愛知県が実施する教育】 16時間以上/年 +	B 県再教育	B1 愛知県再教育講習受講及び指導(講義・実技)	愛知県が実施する再教育としての講義及び実技講習の受講
		B2 愛知県が実施する再教育としての講義及び実技講習の指導	愛知県が実施する再教育としての講義及び実技講習の指導
	C 症例検討会	C1 消防本部での症例検討会(発表・参加)	消防本部で開催する症例検討会への発表及び参加
		C2 医療機関での症例検討会(発表・参加)	医療機関で開催する症例検討会への発表及び参加
C3 西三河地区MC協議会症例検討会(発表・参加)		西三河地区MC協議会症例検討会への発表及び参加	
C4 ドクターヘリ症例検討会(発表・参加)		医療機関で開催するドクターヘリ症例検討会への発表及び参加	
D 学会	D1 学術集会・研究会(発表・参加)	日本救急医学会、日本臨床救急医学会、全国救急隊員シンポジウム、救急コメディカルセミナー等これらに類するものへの発表・参加	
【消防本部等で実施する教育】 24時間以上/年 64時間以上/年	E 講習会系	E1 外傷等(JPTEC・ITLS・MCLS等)	標準化されたプログラムによる教養コース(JPTEC、ITLS、MCLS等)への指導及び参加
		E2 ACLS・ICLS・BLS等	標準化されたプログラムによる教養コース(ACLS、ICLS、BLS等)への指導及び参加
		E3 県消防学校での外傷講習及び救急課程等での指導及び受講(初任科対象のBLSは除外)	県消防学校での外傷講習及び救急課程等での指導及び受講(初任科対象のBLSは除外)
		E4 愛知県又は愛知県救急業務高度化推進協議会が実施する救急関係講習	気管挿管及び薬剤投与追加講習の指導及び受講
		E5 県又は県協議会実施の講習会(検証担当官等講習、指導医師講習等)の指導及び受講	県又は県協議会実施の講習会(検証担当官等講習、指導医師講習等)の指導及び受講
		E6 包括運用教育講習への指導及び受講	包括運用教育講習への指導及び受講
		E7 地区MC協議会が実施する救急関係講習	気管挿管運用試験、薬剤投与運用試験及び薬剤投与指導者試験への指導及び受講
		E8 構成消防本部が実施する再教育としての講習	救急業務に係る教育等への指導及び参加(救急技術発表会、包括、気管挿管及び薬剤投与の事前勉強会等)
		E9 国、関係機関が実施する救急関係講習	総務省消防庁、救急振興財団、救急医療財団及び消防大学校等が実施する救急関係講習への指導及び参加
		E10 医系大学、医系専門学校、医師会等での指導・講師	医学系大学(医学部・看護学部)、医師会等が実施する授業、講習、研究会等での指導及び講師
		E11 その他の各種講習会	上記以外の救命士の知識及び技術の維持向上に寄与する各種講習会等への指導及び参加(メディカルラー等)
F その他	F1 救急車同乗実習	消防本部間の人事交流として実施する救急車同乗実習	

※市民への普通救命講習等の、救急救命士の救命技術・救命知識の向上への寄与が薄い講習会等は含めないこと。

※D1やE11等で参加した内容が再教育に該当するか不明な場合は地区MC協議会に問い合わせること。

コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

「病院実習」での再教育

項目		愛知県	豊田市
病院実習		24時間以上	32時間以上
日常的な教育体制	消防本部等で実施	24時間程度	16時間程度
	愛知県が実施	16時間程度	16時間程度

【病院実習について】

豊田市では、令和元年度から市内の救命救急センター2病院で医師派遣型ドクターカー事業を行っており、病院実習を兼ねたドクターカー研修として、平日の日勤帯に病院ごとに1日当たり1人を派遣している。

★令和2年度の実習日数の実績

年間実習日数：24日×2病院＝48日

再教育対象救急救命士数：100人

対象救命士1人あたり4回+aの体制

消防本部等で実施する教育は16時間程度となる。

【ドクターカー】

豊田厚生病院



トヨタ記念病院



コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

消防本部で実施する教育

項目		愛知県	豊田市
病院実習		2 4 時間以上	3 2 時間以上
日常的な教育体制	消防本部等で実施	2 4 時間程度	1 6 時間程度
	愛知県が実施	1 6 時間程度	1 6 時間程度

【消防本部等で実施する教育について】

① 症例検討会への参加

内容	例年	R2年度
市内 4 病院での開催	計 1 3 回程度	8 回
豊田市救急隊員症例検討会	1 回	1 回
西三河地区MC症例検討会	1 回	1 回

コロナ禍で、開催件数が減少したこともあり、病院と調整して、録画した映像をWebで配信する取り組みも一部行いました。

医療機関の発表の映像→



② 各種プロトコール運用試験※への指導者としての参加及び事前訓練への参加

- ・ 包括プロトコール運用教育講習
- ・ 薬剤投与プロトコール運用試験
- ・ 気管挿管プロトコール運用試験
- ・ 処置範囲拡大プロトコール運用試験
- ・ 救急業務教育指導者試験



※愛知県では、各プロトコールの習熟を図るため、教育プログラムが作成されていて、そのプログラムに基づき教育が実施されています。 5

コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

愛知県が実施する教育

		愛知県	豊田市
病院実習		24時間以上	32時間以上
日常的な教育体制	消防本部等で実施	24時間程度	16→24時間
	愛知県が実施	16→8時間	16→8時間

【愛知県が実施する教育16時間程度】

種類	時間数	内容
講義講習	8時間	愛知県が作成したDVD教材をEラーニング形式で学ぶ
実技講習	8時間	愛知県が作成した実技カリキュラムを集合形式で学ぶ

令和2年度は、「実技講習」が開催できなかった。

※講演会の開催、再教育企画への費用補助の措置がなされた。

**愛知県の実施する教育「8時間」の減少分も合わせて
確実に履修することを目指す**

コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

指導救命士制度の活用

制度開始	平成31年4月1日
制度目的	救急救命士等への教育内容を一層充実させ、救急業務の質の向上を図ること
体制	9人（4消防署×2人+本部1人）
任務	随時指導及び課題等に対する統一的指導内容の企画運営
具体的業務	救急業務に関する随時指導 救急隊同乗検証の実施 救急事後検証の助言及び検証結果による課題対策 救急隊員生涯教育の救急教育指導 救急救命士の運用試験等受験に向けた育成指導における統括指導 メディカルコントロール協議会及び医療機関との連携 その他、救急活動時における諸課題への対策

【指導救命士の腕章】



【各種プロトコル運用試験※事前訓練への参加の様子】



【救急隊同乗検証の実施の様子】



コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

指導救命士が企画した再教育の取組み（コロナ禍への対応①）

①指導救命士が作成した再教育教材を受講

開始日 : 令和3年2月18日（木）から
実施方法 : 消防研修システムに掲載し、職員が学習
参加者 : 再教育対象救急救命士全員
教材作成者 : 指導救命士

※「消防研修システム」とは、職場PCからアクセスできるシステム

【テーマ】

- ①救急現場におけるショックの対応
～救急現場ではこの3つに着目しよう～
- ②転院搬送時の救急救命処置
- ③ケーススタディー
～豊田市における搬送医療機関の選定～
- ④ケーススタディー
～救急現場での対応と判断～

豊田市消防研修システム

▶ 使命 ▶ 消防本部の沿革 ▶ 消防団の沿革

専門研修

HOME 若手職員育成研修 階層別研修 専門研修 資格取得

▶ 全般

▶ 指令業務

▶ 指揮調査業務

▶ 警防業務

▶ 救助業務

▶ 救急業務

▶ 予防業務

▶ 消防事務

指導救命士再教育教材

救急救命士再教育①

救急救命士再教育②

救急救命士再教育③

コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

指導救命士が企画した再教育の取組み（コロナ禍への対応②）

②法律の専門家を招聘して講演会の開催

日時：令和3年3月11日（木） 午後2時から午後4時30分まで（2時間30分）

場所：豊田市消防本部

参加者：豊田市消防本部 職員 20人程度

※後日動画を消防研修システムに掲載し、再教育対象の救急救命士全員が学べるようにした

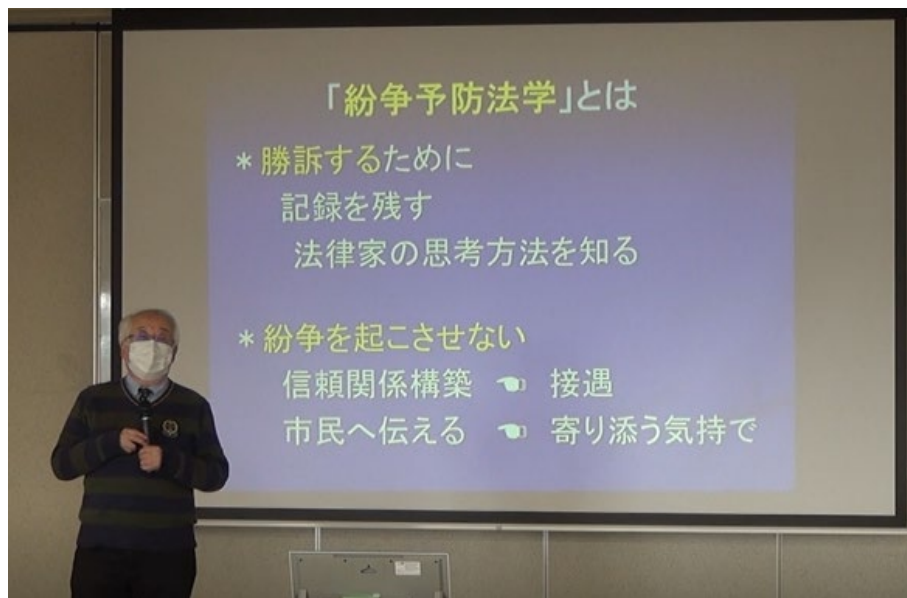
講師：橋本 雄太郎 氏

テーマ：救急活動に関する法律問題について

その他：愛知県の再教育企画への費用補助を活用

【講演概要】

「紛争予防法学」とは		
勝訴するために	的確な記録を残す	救急隊活動記録票の持つ訴訟上の意義を自覚 ・特に不搬送事案、交通事故事案
	法律家の思考方法を知る	法的思考の特色 ・消防吏員に必須の最小限の法律基礎知識
そもそも紛争を起こさせない	信頼関係の構築（接遇）	訴訟に至る理由 ・傷病者に寄り添う姿勢、そのためには…
	市民広報（寄り添う気持ちで）	
搬送拒否事案の検討		
「DNAR」		
・救急現場でどう考えるか ・終末期における傷病者の本心、家族の心理 など		
妨害行為		



コロナ禍における救急救命士再教育の取組み

結語

豊田市では、

- ①愛知県・地区MCの再教育体制
- ②指導救命士制度を活用

10時間分の再教育時間を創出し、

全ての再教育対象救急救命士が定められた時間数を履修することができた。

今後も、課題改善や業務向上のために指導救命士を活用していく

ご清聴ありがとうございました。



ミライのフットーをつくろう



未来都市とよた